

議第157号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項を次のように改める。

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会	重要文化財旧三井家下鴨別邸の保存、整備、管理及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	7人以内	2	年
京都市基本計画点検委員会	京都市基本計画に掲げる政策に係る事業効果及び効率性の点検並びに社会経済情勢の変化に応じた基本計画の更なる推進のための方策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	15人以内	1	年
京都市商業集積審議会	商業集積の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市ペット霊園対策検討審議会	ペット霊園に係る対策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	10人以内		委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会	名勝円山公園の保存，整備及び管理のための計画の策定に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	2	年
京都市指定金融機関選定委員会	指定金融機関の選定に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	7人以内	2	年

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として新たに京都市基本計画点検委員会，京都市商業集積審議会，京都市ペット霊園対策検討審議会，京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会及び京都市指定金融機関選定委員会を設置する等の必要があるので提案する。